

自治体クラウド支援アドバイザー事業 実施要綱

令和2年4月1日
地方公共団体情報システム機構

(趣旨)

第1条 本要綱は、自治体クラウド支援アドバイザー事業（以下「本事業」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

(事業目的)

第2条 本事業は、自治体クラウドをこれから導入又は検討する団体に対して、自治体クラウド支援アドバイザー（以下「支援アドバイザー」という。）を派遣し、自治体クラウドの導入に関する技術的な支援等を実施することにより、自治体クラウドの導入を促進することを目的とする。

(事業内容)

- 第3条 本事業は、予算の範囲内で自治体クラウドの導入に際し、支援アドバイザーを派遣し、計画策定の支援等を実施する。
- 2 支援アドバイザーの派遣については、原則として1回当たり最大2日間とし、年度を通じて支援を受けたい場合は、4回を上限として依頼することができる。
 - 3 本事業の実施終了後、支援アドバイザーの派遣を受けた団体は、その成果について報告書を作成し、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）は、その成果を当該団体における今後の自治体クラウド取組に支障のない範囲内で自治体クラウド未導入団体の参考となるよう公表する。

(適用範囲)

- 第4条 本事業は、自治体クラウド（基幹系業務システムの共同利用）導入前の市区町村（政令指定都市を除く。）を対象とする。
- 2 自治体クラウド導入の過程のうち、共同化計画策定前段階（事前検討及び計画立案段階）、仕様検討・システム選定段階、導入・移行段階、本稼働までの各段階で実施する推進体制の立ち上げ、導入計画の策定、業務標準化の検討、システム事業者の選定、中間標準レイアウト仕様によるデータ移行等における諸課題の解決を支援する。

(支援アドバイザーの派遣依頼)

第5条 支援アドバイザーの派遣を希望する団体等（以下「依頼団体」という。）は、「自治体クラウド支援アドバイザー派遣依頼書（様式第1号）」により、機構に依頼する。

- 2 依頼者は、複数市区町村のグループの代表団体とする。ただし、グループが所属する都道府県又は一部事務組合等が代表として依頼することも可能とする。
- 3 機構は、第1項の依頼内容を審査の上、派遣することが適当であると判断したときは派遣を決定し、依頼団体に結果を通知する。

(支援アドバイザーの選定及び通知)

第6条 機構は、支援依頼内容により支援アドバイザーの選定を行い、支援アドバイザーによる支援の承諾を得た後に、電子メールにより依頼団体に通知する。

(派遣決定の取消し)

第7条 機構は、第5条第3項により決定した団体(以下「派遣先団体」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、同項の決定の内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 派遣先団体が、本要綱に違反または本事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (2) 派遣の決定後生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 機構は、前項の規定により派遣内容の全部若しくは一部を取り消し、又は変更する場合は、派遣先団体に通知するものとする。

(報告書の提出)

第8条 派遣先団体は、支援アドバイザー派遣実施後、事業の成果に関する報告書を「自治体クラウド支援アドバイザー派遣報告書(様式第2号)」により作成し、原則として派遣終了日から1週間以内に機構に提出しなければならない。この場合において、講演又は支援等の様子を記録した写真を添付しなければならない。

2 前項の報告書提出の期限を超過した場合、次回以降の派遣を打ち切ることがある。

(支援アドバイザーの選任及び委嘱)

第9条 支援アドバイザーは、機構が自治体クラウドに係る一定の知識又は経験を有し、地方公共団体への支援に適していると認められる者から選任し、委嘱する。

2 支援アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該年度の末日までとする。

(支援アドバイザーの業務)

第10条 支援アドバイザーは、機構の委嘱に基づき、派遣先団体に対して自治体クラウドに関する助言、提言、情報提供等を行うものとする。

2 支援アドバイザーは、活動の成果に関する報告書を「自治体クラウド支援アドバイザー

活動報告書（様式第3号）」により機構に提出しなければならない。

（守秘義務）

第11条 支援アドバイザーは、本事業により知り得た情報については、公にされている事項を除き、他に漏らしてはならず、派遣先団体の許可なく、派遣先における業務の履行以外の目的で使用してはならない。

（委嘱の取消し）

第12条 機構は、支援アドバイザーが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、第9条第1項の委嘱を取り消すことができる。

- (1) 支援アドバイザーが、業務上知り得た秘密を漏らした場合
- (2) 支援アドバイザーが、業務の遂行を怠った場合
- (3) 支援アドバイザーが、業務中に機構の派遣者としてふさわしくない行為を行った場合
- (4) 支援アドバイザーが、その他本事業の目的又は内容を逸脱した行為を行った場合
- (5) 支援アドバイザーが、心身の故障のため業務に支障を来す場合
- (6) その他機構が委嘱を取り消す必要があると認める場合

2 機構は、前項の規定により支援アドバイザーの委嘱を取り消した場合、当該支援アドバイザーに通知し、派遣中の場合は派遣先団体にもその旨を通知するものとする。

3 機構は、第1項の規定により支援アドバイザーの委嘱を取り消した場合、代わりに派遣する支援アドバイザーを選任し、委嘱できる。

（情報の開示内容及び範囲）

第13条 機構は支援アドバイザーの派遣に当たり、支援アドバイザーから申告を受けた基本情報のうち、連絡調整に必要な最小限の情報を派遣先団体の要求に対して開示する。

（情報の利用条件）

第14条 派遣先団体は、本事業により知り得た支援アドバイザーに関する情報を本事業以外の目的で使用してはならない。

（派遣に係る経費）

第15条 支援アドバイザーの派遣に係る謝金及び旅費については、自治体クラウド支援アドバイザー派遣報告書及び自治体クラウド支援アドバイザー活動報告書を確認の上、機構の規程に従い支援アドバイザーに支払う。

2 支援アドバイザーの派遣に係る謝金については、1回当たりの上限を10時間（移動、準備、休憩等の時間を除く。）とする。

3 支援アドバイザーが謝金又は旅費の一部又は全部を辞退した場合は、前2項の限りでは

ない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。